

《1968年、遅かった「大気汚染防止法」》

日本における公害は、工業が発生させる農林業被害（注1）から顕在化し、戦後、人の健康被害（注2）を引き起こします。そして高度経済成長期に入ると、大都市域において深刻な大気汚染と水質汚染が発生します。

1967年（昭和42）には、「公害対策基本法」が制定され、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つを公害と定義し、公害発生源者の責任、国、地方公共団体の責務の明確化などが規定され、翌1968年（昭和43）、「大気汚染防止法」が制定されます。

京浜工業地帯は、戦前から、セメント工業や鉄鋼業、火力発電所等からのばい煙による大気汚染が発生していました。当時の大気汚染は、「黒いスモッグ」といわれ、石炭を燃やすときに生じるばい塵が原因でした。

戦後、新たに沖合いを埋め立て（注3）、ばい煙工場等に移転して住宅地域から離しますが、工業が復興して高度成長期に入ると、今度は「白いスモッグ」による大気汚染が深刻な社会問題を引き起こします。

当時、燃料が石炭から重油に転換され（注4）、これに伴い二酸化硫黄（亜硫酸ガス）を成分に含む「白いスモッグ」が発生して街を覆い、ぜんそく患者を増加させたのです。（注5）

川崎市は、1960年（昭和35）「公害防止条例」を制定し、オリンピックの年には、すでに二酸化硫黄の常時監視体制を整備しました。

一方、国は、1962年（昭和37）「ばい煙規制法」を制定しましたが、それは、石炭によるばい塵を規制するものでした。ようやく1968年（昭和43）になって、国は、「白いスモッグ」対策も含めた「大気汚染防止法」を制定したという経緯です。

川崎市は、「大気汚染防止法」制定の翌年には、「大気汚染による健康被害の救済措置に関する規則」を制定し、被害者の救済に乗り出します。

公害に関する社会摩擦は、「公害対策基本法」「大気汚染防止法」制定だけでは収まらず、2年後に「公害対策基本法」をも改正させる臨時国会（いわゆる「公害国会」：1970年（昭和45））が開催されることになりました。（注6）

なお、川崎市は、1972年（昭和47）、「公害防止条例」を改訂し、市内大手42工場に、亜硫酸ガス自動監視装置を設置し、日本初となる亜硫酸ガスの総量規制を導入しました。

注1：最初の公害は、足尾鉍毒事件とされます。

注2：水俣病、イタイイタイ病など。

注3：京浜工業地帯の埋め立ては、1953年（昭和28）に再開されました。

注4：川崎市では1961年（昭和36）、降下煤塵の量がピークに達している一方、二酸化硫黄の濃度が急激に上昇しています。

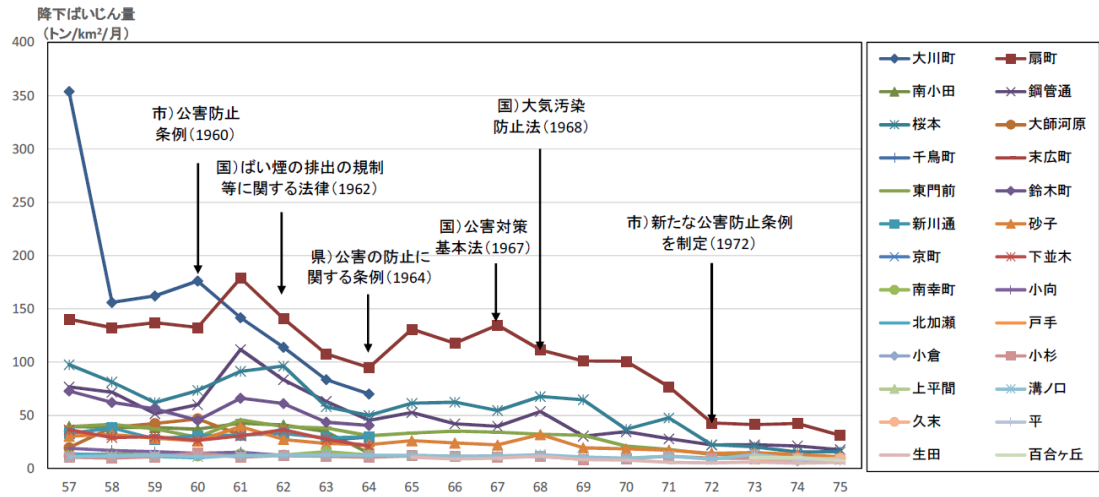
注5：ぜんそく患者が急増したのは、川崎市以外に、尼崎市、四日市市があります。

注6：旧「公害対策基本法」には、「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。」という条項がありましたが、改正基本法では、この調和条項が削除されました。

写真は、①1960年代の川崎市の様子（川崎市環境技術情報HPより）、②川崎市の降下ばいじん量推移（論文「川崎市内における降下ばいじんの60年間の調査結果」山田大介・鴨志田均著 掲載資料）



臨海部の工場から排出される煙が街を覆っていました。



降下ばいじん量の経年推移 (1957 年～1975 年)